

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」が公表され、財規等も改正される ― ASBJ・金融庁

去る12月4日、企業会計基準委員会第167回企業会計基準委員会を開催した。

本委員会では、実務対応報告26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告26号」という)が公表議決された。

また、この実務対応報告にあわせて、12月12日付で「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財規」という)、「連結財規」、「中間財規」、「中間連結財規」、「四半期財規」、「四半期連結財規」等の一部改正が行われた。

●実務対応報告26号

本年11月13日から11月28日まで募集されていた、公開草案に対するコメントを踏まえて公表議決に至った(賛成12名、反対2名)。

債券の保有目的区分について、わが国においては企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」および、日本公認会計士協会会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」に規定がある。

の保有目的区分を厳格にすることにより、判断の恣意性を排除することとしている。また、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認められず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景として、また、国際会計基準の動向も踏まえて、実務対応報告26号ではわが国において債券の保有目的区分の変更に伴う会計処理や注記事項等を見直すことを定めたもの。

適用時期等については、平成20年12月5日から平成22年3月31日までとされており、その後の取扱いについては改めて検討することとされている。

なお、本号付録に実務対応報告26号を掲載している。

(図表) 債券の保有目的区分を変更した場合、変更した有価証券に係る注記の概要

変更後 変更前	満期保有目的の債券	その他有価証券
売買目的有価証券	- 概要 - 保有目的を変更した日および変更の理由 - 当該年度における損益 ★貸借対照表日における時価および貸借対照表計上額 ★保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額	- 概要 - 保有目的を変更した日および変更の理由 - 当該年度における損益 ★貸借対照表日における貸借対照表計上額 ★保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額
その他有価証券	- 概要 - 保有目的を変更した日および変更の理由 ★貸借対照表日における時価および貸借対照表計上額 ★貸借対照表日における貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額)の額	—

なお、当該事業年度前に保有目的を変更した場合、表中の★の内容を当該事業年度において注記する。

●財規等の一部改正

金融庁は、実務対応報告26号にあわせ、有価証券の保有目的区分の変更を行った場合に變更した有価証券に係る注記を求める旨財規等の一部改正を行った。

財規が求める主な注記内容は図表のとおり。連結財規も同様である。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略することができるとしている。

また、四半期財規と四半期連結財規では、前事業年度の末日に比して重要な変更または著しい変動が認められる場合はその内容の注記を求めている。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
1月13日(火)まで	①源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(20年12月分) ②常時雇用10人未満の特例承認者の納付(7～12月分)	②ただし、納期限の特例の届出を提出した場合には、1月20日まで(措置法41の6)。
1月中の最初の給与支給日の前日まで	③給与と所得者の扶養控除申告書の提出(給与の支払者・所轄税務署長)	
2月2日(月)まで (1月31日、2月1日が土・日に当たるため)	④給与支払報告書の提出 ⑤支払調書の提出、源泉徴収票の提出・交付 ⑥固定資産税の償却資産に関する申告 ⑦個人住民税(第4期分)の納付 ⑧法人の確定申告、納付、延納届出(平成20年11月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑨法人税の申告期限延長特例法人 10月期(1月延長)単独申告法人 9月期(2月延長)連結申告法人 ⑩法人消費税の期間短縮の確定申告 11月期(毎月申告)1月ごと 2、5、8月期(四半期)3月ごと ⑪法人の中間申告、納付(半期分)(5月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑫法人消費税の中間申告、納付 2、5、8月期(4半期) 400万円超 11月分(各月) 4,800万円超	④住所地の各市町村長に対して1月1日現在の給与受給者(所得税の源泉徴収対象者)の名簿 ⑤提出・交付先は税務署長・給与・報酬等の受給者 ⑥1月1日現在の償却資産(リースを除く) ⑦納付日は地方条例で定める日であり、納付通知書を確認のこと。 ⑧～⑫ 法人の決算期が末日の場合。 ⑨申告期限延長承認の場合でも、利子税が課されるので、期末から2カ月以内に納付する。 ⑩消費税の課税期間の特例の選択、変更、取りやめの届出期限は、その適用の変更を行う課税期間の初日の前日まで。 (注)一定の行為をする際の法定期限は休日等による期限延長の対象とならない(通令2条1項各号)。 ⑫消費税の中間申告の納付額は直前期確定税額により、地方消費税が含まれていない。

会計

電子記録債権・ESOPの会計処理 の問題点や進め方、示される

—ASBJ—

去る12月4日、企業会計基準委員会第167回企業会計基準委員会を開催した。

公表を目指している。

●ESOPに関する会計処理

本委員会では、今後の新規検討テーマである「電子記録債権に関する会計処理」、「ESOPに関する会計処理」について、問題点と今後の進め方が提案された。

●ESOPに関する会計処理
わが国ではまだ導入事例が少ないものの、従来のスキームとは異なった「新たな自社株式保有スキーム」が導入され始めている。海外の会計基準との整合性も考慮して、必要と思われる取扱いを定めるもの。

●電子記録債権に関する会計処理

・問題点

去る12月1日に施行された「電子記録債権法」に伴い、会計処理上の混乱を避けるため、その取扱いを定めるもの。

・問題点

個別または連結財務諸表上、中間法人や信託の財産、これらビークルとの取引について、どのような会計処理および表示が適切であるか。

新しい金銭債権の種類であるので、その発生時、譲渡時および消滅時においてどのような処理や表示が適切であるか。

・今後の進め方と作業計画(案)

金融商品専門委員会検討を行い、平成21年1月～2月頃までに実務対応報告の公開草案の

会計

連結対象となる企業にESOPは含まれるか

—ASBJ、SPC専門委

去る12月10日、企業会計基準委員会第43回SPC専門委員会を開催し、「連結財務諸表に

おける特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理(案)」について議論を行った。

オーストラリアでは旱魃が厳

しい。どうして灌漑設備をどん

ん作らないのか友人の農家に聞

たことがある。旱魃も2年は続

かないから、雨が降った時にま

と地下に貯めることはできない

かと。内陸地は旱魃にも苦し

れているが、実は、しばしば

にも見舞われる。

池では水も蒸発するから、何

かの工夫も要りそうである。素

考であるが、オーストラリア

は地下資源に恵まれているから

道跡を利用した地下貯水槽でも

うだろう。

質問への答えは、次のように

金融工学に基づいた意外なもの

であった。

設備資金が必要だ。金利や維持

費もかかる。しかし利用価値が

あるのはせいぜい10年に1回だ。そ

の資金を隣の農園を買い増しに

使えば、翌日から確実なキャッ

シュ・フローが見込まれる。返済

計画もたつ。不確実な案件へ、誰

が金を貸してくれるか。溜池が早

魃時に確実に機能する保証もな

い。単なる気休めかもしれない。

実際に旱魃になれば、焦らずに

雨を待つ。確かに金利はあるが、

何もしなければ他のコストは低

い。

説明は以上であった。旱魃と

いうイベントリスクに対応し、被

ファイナンス理論やリスク管理

を度外視した農業投資をして

いる。ここには金融工学の入る

余地はない。山に木を植える、

有機農法で土壌を守る、伝統や

ブランドを守る、等々によって、

持続可能な生活が守られる。確

かに専門農業での生計維持は容

易ではない。金融工学はオース

トラリアの農業には向くかもし

れないが、日本の農業には向

かない。そもそも日本には「農

業」はなく、「農家」があるだけ

である。オーストラリアがリー

ドシップをとっているIFRSの

農業会計基準という農業は、日

本のそれとは別物である。

日本の農業には日本の経営が

ある。父ちゃんによって一定

のキャッシュ・フローを確保し

つ、爺ちゃん、婆ちゃん、か

ちゃんを支える3ちゃん農業

は、もともと優れた持続可能な

システムである。ここでは農地

は売れないから時価主義も取得

原価主義も要らず、簿価ゼロと

考えるべきで、収穫も自家消費

ならキャッシュ・フローもあつ

てが如しである。

結論。3ちゃん農業は、

キャッシュ・フロー観から溜池

も作れない「金融工学的」農業

よりも優れていると思われるの

である。

岡崎一浩(愛知工業大学 教授)



本論点整理は、11月19日に行われた委員会に引き続き、(論点2)および、(論点5)について議論がなされた。また、12月4日に行われた親委員会、ESOPについてもSPC委員会で議論することとなったことを受け、現在議論している論点整理(論点2)において検討していくことが報告された。

また、事務局側からは、ESOPの会計処理の結論の公表について、この論点整理における検討事項が会計基準として公表された際が一つのタイミングだが、場合によってはESOPのみを公表することもあるとしている。

今回の主な検討事項は次のとおり。

●論点2「連結対象となる企業について」

検討事項

連結対象である子会社となる企業としては、会社が想定されている場合が多いが、会社以外にも子会社となりうる。このため、どのような企業であれば、連結対象である子会社となるかについて、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱いおよびその動向を踏まえて検討する。

また、ESOP等の事業体をどのような取扱いにしていくなか、今後引き続き検討を重ねていくとしている。

●論点5「支配が一時的な子会社について」

検討事項

支配が一時的な子会社について、わが国では連結の範囲に含まれないこととされているが、国際的な会計基準の動向を踏まえて、当該子会社の取扱いを検討していく。

今後の方向性
支配が一時的である子会社

会計

修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いの方向性を検討

ASBJ、過年度遡及修正専門委

去る12月10日企業会計基準委員会、第25回過年度遡及修正専門委員会を開催した。

今回の委員会では、「検討状況の整理」にて寄せられたコメント等で挙げられていた、修正再表示が「実務上不可能な場合」の取扱いについて、その方向性が示された。

方向性案として事務局側から示されたのは次の3案。

【A案】IFRSとのコンバー

ジェンスを進める観点から「検討状況の整理」に記載のとおり誤謬の修正再表示が「実務上不可能な場合」も会計基準本文において示す。ただし監査上の対応も考慮して注記を充実する。

を、連結の範囲に含まれないことと、表示や注記の仕方を工夫した上で連結の範囲に含めることが大きく相違しているとすれば、国際的な会計基準の動向を考慮してわが国の連結会計基準を見直していくことが考えられる。この場合、表示や注記のほか、測定の問題についても併せて検討していくことが適当ではないか。

【A案】「実務上不可能な場合」のうち会計基準として許容できる対応のみとする。

↓最低限確保されなければならない範囲のみを示すこととし、当期の財務諸表を修正再表示できない場合を削除する案

【B案】誤謬の修正再表示が「実務上不可能な場合」について会計基準本文には示さない。「結論の背景」において記載しない結論に至った考え方を明記する。

↓実務上不可能な場合に関する記述を会計基準本文から削除する案

この事務局側から提示された3案に対し、今後本専門委員会

財務省法人企業統計調査

—平成20年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づき指定統計第110号として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものである。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施している。以下は平成20年12月4日に発表した20年7～9月期の調査結果の概要である。

回答法人数 22,402社 (18,894社)
回 答 率 74.3% (75.0%)
() 書きは金融業、保険業を除いた数値である。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業では減収、非製造業では増収
売上高は、375兆6,348億円で、前年同期(376兆2,769億円)を6,421億円下回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は△0.2%(前期△0.7%)となった。

業種別にみると、製造業では、化学・石油・石炭などで増収となったものの、情報通信機械、輸送用機械などで減収となったことから、製造業全体では△1.5%(同1.4%)となった。一方、非製造業では、サービス業、建設業などで減収となったものの、卸売・小売業、運輸業などで増収となったことから、非製造業全体では0.5%(同△1.7%)となった。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は4.3%(同4.2%)、1億円～10億円の階層は2.9%(同3.7%)、1,000万円～1億円の階層は△6.0%(同△6.9%)となった。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに減収
経常利益は、10兆3,155億円で、前年同期(13兆2,936億円)を2兆9,781億円下回り、増加率は△22.4%(前期△5.2%)となった。

業種別にみると、製造業では、石油・石炭などで増益となったものの、輸送用機械、電気機械、情報通信機械などで減益となったことから、製造業全体では△27.6%(同△11.7%)となった。一方、非製造業では、サービス業などで増益となったものの、電気業、建設業、運輸業などで減益となったことから、非製造業全体では△18.5%(同0.2%)となった。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△24.3%(同△3.6%)、1億円～10億円の階層は△9.6%(同△12.9%)、1,000万円～1億円の階層は△23.9%(同△6.0%)となった。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに減少
設備投資は、12兆1,042億円で、増加率は△13.0%(前期△6.5%)となった。

業種別にみると、製造業では、化学、一般機械などで増加したものの、食料品、情報通信機械などで減少したことから、製造業全体では△0.9%(同1.4%)となった。一方、非製造業では、卸売・小売業、電気業などで増加したものの、サービス業、運輸業などで減少したことから、非製造業全体では△20.3%(同△11.6%)となった。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△17.0%(同△6.0%)、1億円～10億円の階層は△5.4%(同△14.9%)、1,000万円～1億円の階層は△6.6%(同△2.9%)となった。

なお、ソフトウェア投資額は8,402億円で、増加率は△8.4%(同7.9%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は11兆2,640億円で、増加率は△13.3%(同△7.6%)となった。

前年同期比増加率の推移

(単位:%、億円)

区 分	19.7-9	10-12	20.1-3	4-6	7-9	
売上高					(実 額)	
全産業	2.0	2.3	△ 1.5	△ 0.7	3,756,348	△ 0.2
製造業	7.6	6.5	5.9	1.4	1,179,347	△ 1.5
非製造業	△ 0.5	0.4	△ 4.5	△ 1.7	2,577,002	0.5
経常利益					(実 額)	
全産業	△ 0.7	△ 4.5	△ 17.5	△ 5.2	103,155	△ 22.4
製造業	△ 3.6	△ 3.3	△ 15.7	△ 11.7	41,181	△ 27.6
非製造業	1.5	△ 5.7	△ 18.6	0.2	61,974	△ 18.5
設備投資					(実 額)	
全産業	△ 1.2	△ 7.7	△ 4.9	△ 6.5	121,042	△ 13.0
	(△ 0.6)	△ 7.3	(△ 5.3)	(△ 7.6)	(112,640)	△ 13.3
製造業	6.1	0.5	0.9	1.4	52,057	△ 0.9
	(5.0)	(0.5)	(0.7)	(0.3)	(48,786)	(△ 1.3)
非製造業	△ 5.1	△ 12.0	△ 7.8	△ 11.6	68,984	△ 20.3
	(△ 3.7)	(△ 11.5)	(△ 8.4)	(△ 12.7)	(63,853)	(△ 20.7)

(注) 設備投資の() 書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めている。そのためは、調査票の早期回収が不可欠であるので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)へ提出されたい。なお、次回平成20年10～12月期の調査票の提出期限は平成21年2月10日、結果の公表は平成21年3月5日の予定である。

では、B案を基本の方向性とするも、A案の要素も含めて検討

される模様だ。

会計

IFRS5号「廃止事業」公開草案へのコメント文案、具体化される—ASBJ、財務諸表表示専門委

去る12月11日、企業会計基準委員会では財務諸表表示専門委員会を開催し、現在コメントが募集されているIFRS5号「廃止事業」への具体的な文案を検討した。

●企業の構成要素に関する開示

本EDでは、すでに処分されたか、または売却目的保有に分類された企業のすべての構成要素について開示することを提案している。ただし、取得時に売却目的保有としての分類要件を満たす事業を除くこととしている。次の5項目について具体的なコメント文案が示された。

① 開示の単位

・企業がいくつかの企業の構成要素を集約できることを明確にし、どのような単位での開示が想定されているのか、何らかのガイダンスが必要ではないか。

② 過年度の財務諸表における廃止事業によるCFと、所有者に帰属する利益についての開

示が再表示されないことを懸念する。

③ 廃止事業で主要な収益および費用の項目の重複した開示規程

ED内での重複した定めを改めるべきではないか。

会計

コーデифイクエーションの承認と現在のGAAPの失効予定日を公表—FASB

去る12月4日、FASBは、2009年7月1日に、「the FASB Accounting Standards Codification」が、米国における権威ある単一のGAAP（一般に公正妥当と認められた会計基準）の情報源となる予定であることを公表した。

これまで、FASB、AICPAおよびEITFなどさまざまな会計基準設定団体が発行した数千に及ぶ会計基準が存在していたため、特定の会計上の問

④ 注記の金額と財務諸表表本の金額との調整

EDで提案されている調整情報は有用と考えるが、例外処理によって調整情報の開示を新設する必要はないのではないかと、その取得時に売却目的保有に分類されるための要件を満たす事業についての開示の免除

開示の免除については同意するが、開示の免除規定を定める必要はないか。

なお、コメント募集期限は2009年1月23日で、今回の本専門委員会は1月15日に予定されている。

題を調査するときに多大な時間と労力が必要で、会計基準の不適切な適用の可能性もあった。

コーデифイクエーションにおいては、これらの会計基準を再構築し特定のトピックに関連した会計基準を1箇所にまとめ、米国GAAPの単一の情報源となるよう構成されている。コーデифイクエーションが単一の権威ある情報源となったとき、これまでFASB、AICPAおよびEITFなど発行された会

金融

貸出市場拡大は中小企業金融対策の警告に

計基準および関連文献は、すべて失効となる。この結果、米国GAAPは、コーデифイクエーションによる権威ある文献と、他のすべての権威をもたない文献の2つのレベルのみとなる。

コーデифイクエーションは、主要な4つの分野（表示、財務諸表諸勘定、広義の取引、産業）でおおむね90の会計トピック（収益認識、棚卸資産、リースなど）から構成され、さらにサブトピック（たとえば、リースにおけるキャピタル・リースとオペレーティング・リース）に分割される。また、サブト

ピックの中で、認識、測定および開示などのセクションが設けられる。

レギュレーションS-Xや財務報告通牒(FRR)などのSEC関連ルールも別枠で各トピックの下に含められるが、財務諸表外で開示されるMD&Aや監査上の問題に関連したコンテンツは含まれない予定である。

コーデифイクエーションは米国GAAPを改訂するものではないが、新たなしくみを導入するものであり、財務諸表作成者や監査人にとっては非常に重要な変更となる。

全国銀行協会の発表した11月末の貸出金速報によれば、全国銀行の貸出金月末残高の前年同月比は、17兆7、788億円、4・4%増となった。全国銀行の貸出金月末残高は昨年より増加に転じ、今年9月に前年比2%増となるまで漸増してきたが、10月以降はその増加割合が加速している。

また、国際決済銀行(BIS)の発表によれば、2008年7—9月期の国際金融市場での債券発行額が、前期比77%減少の2、470億ドル(約23兆円)と

なり、3年ぶりの低水準となっている。

米国発の金融不安が市場に蔓延した結果、以前にも増して直接金融市場での資金調達条件が悪化している。その結果、大企業は直接金融市場での資金調達の代替手段として銀行借入れにシフトする動きが強まっていたが、その結果が統計に表れている。

このように、直接金融市場の機能不全の影響が中小企業に及んでいる現状が、雇用不安、信用不安に拍車をかけている側面

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出 所	備 考	掲載号
2008年 12月5日	実務対応報告第26号 「債券の保有目的区分の変更に関する当 面の取扱い」	企業会計 基準委員会	最近の金融市場における混乱を背景としたIASB等 の動向を踏まえ、債券の保有目的区分の変更の見直 しを検討したもの。	2009年1月1日号 ニュース記事・付録
2008年 12月10日	金融商品取引法第185条の7第12項の 規定による課徴金の減額に係る報告の 手続について	証券取引等 監視委員会	平成20年12月12日から導入された課徴金減算制 度についての手続等を解説したもの。	—
2008年 12月10日	会計制度委員会報告第13号「退職給付 会計に関する実務指針(中間報告)」及び「退 職給付会計に関するQ&A」の改正につ いて(案)	日本公認 会計士協会	企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の 一部改正(その3)」等を受けた所要の改正。意見募集 は平成21年1月9日まで。	—
2008年 12月12日	内閣府令第80号「財務諸表等の用語、様 式及び作成方法に関する規則等の一部 を改正する内閣府令」		実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に 関する当面の取扱い」にあわせた所要の改正。	2009年1月1日号 ニュース記事
2008年 12月12日	「金融商品取引業等に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令(案)」に対す るパブリックコメントの結果等について」	金融庁	空売り規制の実効性を確保するため、さまざまな意 見を踏まえて策定した内閣府令案。12月12日に公布、 12月16日に施行予定。	—

政府の出動を競う時代

証 券

は否めない。このため政府は、緊急経済対策の一環として、日本政策金融公庫による民間企業のコマーシャルペーパー(CP)を約2兆円購入したり、金融機能強化法改正案で中小企業向け融資の「数値目標」を金融機関向けに設定するなどの対策を打ち出す予定。

CP発行市場などの資金調達市場から銀行貸出市場へ大企業の資金調達手段がシフトした結果、中小企業が銀行の対顧客貸出市場から締め出される状況を改善する狙いがある。こうした施策は評価されるべきものだ

年末に至り新年の展望をする時期だが、展望しようとする意欲を削ぐニュースばかりが相次ぐ。秋以降の実体景気の落ち込みがいかに急激であるか、世界的な規模であるかを物語る。

新年はどこまで景気が落ち込むか、まずその見極めから始まる。景気落ち込みが深くなることは確実であり、焦点はその長さになる。その際、過去の恐慌、特に大恐慌との比較が繰り返されることはやむを得ない。

その点、すでに全世界の政府が金融政策、景気対策に全面的に乗り出し、その力、権威を競

が、対症療法的な側面も否めない。市場操作や窓口指導のような日銀による従来型的手段にとどまっているからだ。

本質は直接金融市場の健全な発展を促すことにあり、これまで行われたように日銀貸出適格担保となる民間企業発行の有価証券の対象を広げるといった手段で、直接金融市場の失墜を防ぐ手立てが求められている。同時に、貸出市場の拡大が示す警告のシグナルを受け止め、さらなる中小企業の資金調達対策が求められている。

い合う状態になっていることが注目される。これらの政策が効いてくるためには、政府の行動が不安心理にとらわれた各国国民の心を掴めるかどうかにかかっている。

不況の長さに影響しそうなもう一つの論点は、世界がインフレ懸念から一挙にデフレ懸念に転換するという物価情勢の急激な変化の影響である。景気後退が意識され始めた頃は、不況とインフレが共存するスタグフレーションの到来が懸念されたが、焦点の石油価格をはじめ物価は予想以上に下落した。これ

が所得増加の見込めない消費者心理にどう影響するだろうか。もちろん国によって事情の違いはあるが、経済の成熟した先進国では物価下落が消費需要を刺激する効果は期待してよいと思う。

また、各国の金利大幅な引き下げは予想以上の物価下落によつて早々とマイナス金利をもたらしている。これは企業心理にプラスとなることは確実である。

実体景気は各国とも共通の視角からみることでできそうだが、中心のアメリカはなお金融危機・信用不安のふり返し、再燃が懸念されている。今後は実体景気の急激な悪化が各方面に債務不履行を惹起し、金融機関に不良債権が積み上がるのではないかと不安である。オバマ新政権、バーナンキFRBのかじ取りが期待される。

すでにアメリカの景気後退は07年年末に始まっていることが確認され、後退期間は1年になろうとしている。これまで戦後最長の景気後退は16カ月であったが、今回これを上回ることは既定の事実である。どこまで後退が続くか、09年内に転機が訪れる可能性はあると思う。アメリカの投資家は年末、年始どう行動するか、アメリカ株の動きを見守りたい。